

## 関西学院同窓会名古屋支部規約

### 第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名 称) 本会は関西学院同窓会名古屋支部と称する。
- 第 2 条 (事 務 局) 本会の事務局はその都度、必要な地に置く。
- 第 3 条 (目 的) 本会は会員相互の研さんと親睦をはかり、もって母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 (事 業) 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 会員名簿の整備
  2. 年一回の支部総会又は懇親会の開催
  3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第 2 章 会 員

- 第 5 条 (区 分) 本会は次に掲げる者を会員とする。
- 正 会 員：関西学院各部を卒業した者及び関西学院各部に在学した者であって本部の定める評議員会が承諾し、名古屋市及びその近郊に在住または、勤務する者
- 推薦会員：前記以外で本部の承諾を得た上で、役員会に於いて推薦された者
- 第 6 条 (資 格 喪 失) 会員が次の各号何れかに該当するときはその資格を失う。
1. 死亡のとき
  2. 退会を申し出て役員会で承認されたとき
  3. 規約に違反し、または本会の名誉を傷つける言動のあった者で役員会の決議により除名された者
- 第 7 条 (権 利) 会員は役員を選出し、あるいは自ら役員となって同窓会支部運営に参画し、または正当な手続きを経て母校の発展に寄与する提言ができる。
- 第 8 条 (義 務) 会員は規約を遵守し、本会の名誉を傷つける言動をしてはならない。

### 第 3 章 役 員

- 第 9 条 (役員区分) 本会に次の役員をおく

支 部 長	-----	1 名
副支部長	-----	若干名
幹 事 長	-----	1 名
副幹事長	-----	1 名
会計幹事	-----	1 名
幹 事	-----	40 名以内
常任顧問 (前支部長)	-----	1 名

第 10 条 (役員を選出) 役員は正会員の中から選出する。その選出方法は別に定める。支部長及び各役職は役員会の互選によって選出する。

第 11 条 (役員の任務) 支部長は本会を代表し、会務を統轄する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

幹事長は支部長を補佐し、会務を掌理する。

副幹事長は幹事長を補佐する。

会計幹事は資産の管理運営に携わる。

幹事は本会の目的達成のため、その運営に参画する。

常任顧問(前支部長)は支部長はじめ各役員に助言を与える。

第 12 条 (役員の任期) 役員の任期はすべて 3 ケ年とする。ただし再任を妨げない。

第 13 条 (役員の報酬) 役員はすべて無報酬とする。

#### 第 4 章 役員会

第 14 条 (役員会の区分) 本会を円滑かつ合理的に推進するため、支部総会、役員会を設ける。

第 15 条 (総会及び懇親会) 総会及び懇親会は支部全会員をもって構成する。通常総会は毎年 1 回、支部長がこれを招集し、その議長となり役員会において、決定した事項を報告するものとする。

第 16 条 (本部規約) 以上前述外の規約について必要と認めるときは本部規定に基づき、これを参考とする。

#### 第 5 章 会 計

第 17 条 (構成) 本会は当日会費、補助金、祝金などをもって構成される。

第 18 条 (会計報告) 収支計算書は要請に応じて閲覧可能とする。

第 19 条 (会計年度) 会計年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日とする。

#### 附 則

第 1 条 (施行細目) 本会の施行細目は役員会において決定する。

第 2 条 (施行期日) この規約は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。